

富合町	平成16年 5月18日	午前10時から午 後3時まで	富合町雁回館
富合町	平成16年 5月19日	午前10時から午 後3時まで	富合町雁回館

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成16年4月5日から 平成16年5月31日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものについては、その計量器の所在場所

熊本県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年2月25日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社 荒尾介護システム 荒尾市原万田696番地9	有限会社 荒尾介護システム	平成16年2月16日

熊本県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年2月25日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月25日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊 本 大 津 線	菊池郡合志町大字竹迫	前	15.8 ～ 19.5	43.0	2 4 条 工 事
		同 所 同 字 943 番 1 地 先 から 941 番 8 地 先 まで	後	16.2 ～ 22.0		
一般 県道	和 仁 菊 水 線	玉名郡三加和町大字大田黒字前田	前	12.6 ～ 13.2	17.0	区域編入
		同 所 同 字 2953 番 4 地 先 から 2757 番 1 地 先 まで	後	15.0 ～ 26.4		
一般 県道	方 保 田 山 鹿 線	山鹿市大字方保田字平の上	前	8.4 ～ 10.5	36.0	2 4 条 工 事
		同 所 同 字 2527 番 3 地 先 から 2156 番 3 地 先 まで	後	9.6 ～ 14.0		

2 区域変更する期日 平成16年2月25日

熊本県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。